

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第142期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社弘電社
【英訳名】	The Kodensha, Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 松井 久憲
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座五丁目11番10号
【電話番号】	03-3542-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部会計課長 三樹 穰
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座五丁目11番10号
【電話番号】	03-3542-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部会計課長 三樹 穰
【縦覧に供する場所】	株式会社弘電社大阪支店 （大阪市中央区淡路町一丁目7番3号） 株式会社弘電社南関東支店 （横浜市西区北幸一丁目11番11号） 株式会社弘電社千葉支店 （千葉市中央区松波一丁目14番11号） 株式会社弘電社北関東支店 （さいたま市北区東大成町二丁目214番地） 株式会社弘電社名古屋支店 （名古屋市千種区内山三丁目10番17号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第141期 第1四半期 連結累計期間	第142期 第1四半期 連結累計期間	第141期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	6,935	5,949	35,654
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	44	259	2,600
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ( ) (百万円)	56	193	1,737
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	66	168	1,389
純資産額 (百万円)	16,102	16,995	17,557
総資産額 (百万円)	25,936	26,711	29,216
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 ( ) (円)	32.09	109.24	979.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.9	63.4	59.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第141期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 当第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1(四半期連結財務諸表) (注記事項) (会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費や企業活動が著しく制限され、急速に景気が悪化する等、極めて厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言の解除後は、段階的に経済活動を再開していくなかで、各種施策の効果もあり、景気の持ち直しも期待されましたが、再び感染者数が増加傾向で推移する等、収束時期の見通しが立たないなか、経済の先行きは依然として不透明感が続いております。

当業界におきましても、人手不足による労務単価の上昇や建築資機材価格の高止まり等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が及んでおり、急激な経営環境の変化を踏まえた客先投資計画の見直し等による影響は、避け難い状況にあると認識しております。

このような状況の中、当社は電気設備工事業（内線・社会インフラ・送電）及び商品販売事業における提案営業力及びコスト競争力強化に注力するとともに、成長戦略の施策と位置付ける事業間連携活動による事業機会の拡大に取り組んでおりますが、営繕工事及び大口案件の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大による営業活動の制約の影響もあり、売上高は59億49百万円（対前年同期比14.2%減）、利益は売上高減及び案件変動の影響により、営業損失2億83百万円、経常損失2億59百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億93百万円となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

#### 電気設備工事業

電気設備工事業では、受注高は57億93百万円（対前年同期比3.3%減）となり、完成工事高は42億76百万円（対前年同期比10.2%減）となりました。

#### 商品販売事業

商品販売事業では、新型コロナウイルス感染拡大による市況低迷及び営業活動における制約の影響により、商品売上高は16億73百万円（対前年同期比23.0%減）となりました。

また、セグメント別受注実績の内訳は、次のとおりであります。

	2020年3月期		2021年3月期		増減	
	第1四半期連結累計期間		第1四半期連結累計期間		金額 (百万円)	増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
電気設備工事	5,990	73.4	5,793	77.6	196	3.3
商品販売	2,172	26.6	1,673	22.4	498	23.0
合計	8,162	100.0	7,466	100.0	695	8.5

財政状態に関する状況については、次のとおりであります。

#### 資産合計

当第1四半期連結会計期間末の資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ、25億4百万円の減少となりました。これは主に、短期貸付金の増加24億23百万円がある一方で、工事代金の回収による受取手形・完成工事未収入金等の減少41億48百万円及び長期貸付金の減少10億円等によるものであります。

#### 負債合計

当第1四半期連結会計期間末の負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ、19億42百万円の減少となりました。これは主に、工事に係る材料・外注等の支払による支払手形・工事未払金等の減少13億15百万円及び法人税等の納付による未払法人税等の減少3億38百万円、賞与引当金の減少2億90百万円等によるものであります。

#### 純資産合計

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ、5億61百万円の減少となりました。これは主に、配当金の支払3億90百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失の計上1億93百万円等によるものであります。

( 2 ) 研究開発活動

研究開発活動については工事施工活動の一環である改良開発が主体となっており、新規開発活動に関わる研究開発活動費用は低い水準で推移しております。

これら活動の変化及び金額的な重要性も勘案し、新規開発に係る研究開発費用については記載を省略しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,794,000	1,794,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株で あります。
計	1,794,000	1,794,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	1,794	-	1,520	-	1,070

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,751,900	17,519	-
単元未満株式	普通株式 21,400	-	-
発行済株式総数	1,794,000	-	-
総株主の議決権	-	17,519	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社弘電社	東京都中央区銀座 五丁目11番10号	20,700	-	20,700	1.2
計	-	20,700	-	20,700	1.2

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	2,178	2,843
受取手形・完成工事未収入金等	14,204	10,056
未成工事支出金	147	37
商品	291	325
短期貸付金	5,522	7,945
その他	1,042	606
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	23,383	21,811
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	723	705
土地	528	528
その他(純額)	94	89
有形固定資産合計	1,346	1,324
無形固定資産		
投資その他の資産	82	79
投資有価証券	1,062	1,086
長期貸付金	1,000	-
退職給付に係る資産	1,404	1,418
繰延税金資産	512	570
その他	459	457
貸倒引当金	34	34
投資その他の資産合計	4,403	3,496
固定資産合計	5,832	4,900
資産合計	29,216	26,711
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	7,979	6,663
短期借入金	1,680	1,680
未払法人税等	369	31
未成工事受入金	927	871
賞与引当金	572	282
完成工事補償引当金	7	6
工事損失引当金	58	45
その他	572	676
流動負債合計	11,166	9,256
固定負債		
退職給付に係る負債	123	127
役員退職慰労引当金	162	140
その他	206	191
固定負債合計	492	459
負債合計	11,659	9,716



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,520	1,520
資本剰余金	1,070	1,070
利益剰余金	15,244	14,660
自己株式	59	60
株主資本合計	17,775	17,190
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	74	92
為替換算調整勘定	65	43
退職給付に係る調整累計額	434	399
その他の包括利益累計額合計	293	263
非支配株主持分	76	68
純資産合計	17,557	16,995
負債純資産合計	29,216	26,711

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
<b>売上高</b>		
完成工事高	4,763	4,276
商品売上高	2,172	1,673
売上高合計	6,935	5,949
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	4,010	3,680
商品売上原価	1,876	1,440
売上原価合計	5,887	5,120
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	752	595
商品売上総利益	295	233
売上総利益合計	1,048	829
販売費及び一般管理費	1,109	1,112
営業損失( )	61	283
<b>営業外収益</b>		
受取利息	4	3
受取配当金	10	11
受取家賃	24	24
その他	3	6
営業外収益合計	42	46
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1	1
売上割引	10	8
賃貸費用	10	10
その他	1	1
営業外費用合計	25	22
経常損失( )	44	259
税金等調整前四半期純損失( )	44	259
法人税等	24	60
四半期純損失( )	69	199
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	12	5
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	56	193

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純損失( )	69	199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14	17
為替換算調整勘定	19	22
退職給付に係る調整額	3	35
その他の包括利益合計	2	30
四半期包括利益	66	168
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	54	163
非支配株主に係る四半期包括利益	12	5

## 【注記事項】

( 会計方針の変更 )

( 収益認識に関する会計基準等の適用 )

「収益認識に関する会計基準」( 企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。 ) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分 ) を、当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

( 1 ) 工事契約に係る収益認識

電気設備工事業における工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してまいりましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期が短い営繕工事については、原価回収基準は適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

( 2 ) 代理人取引に係る収益認識

商品販売事業における代理人取引契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当連結会計年度より、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

( 3 ) 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

商品販売事業における一部の取引高リベート並びに目標達成リベートについて、従来は、金額確定時に売上高から控除しておりましたが、当連結会計年度より、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が5百万円、売上原価が11百万円それぞれ増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ6百万円増加しております。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

( 会計上の見積りの変更 )

( 退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更 )

当社は退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数として15年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当第1四半期連結会計期間の期首から費用処理年数を13年に変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ52百万円増加しております。

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

( 税金費用の計算 )

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、これによると著しく合理性を欠く結果となる場合には「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響等)

当社グループでは、工事収益、工事総原価及び工事損失引当金の見積りについて、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言解除以降、社会経済活動は段階的に再開し、2020年下期以降には、当社の事業展開が推進出来る環境が整ってくることを前提として会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期も不透明であり、今後、工事の中断や延期等が生じ、上記前提と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当社及び連結子会社(弘電工事株)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,260百万円	4,260百万円
借入実行残高	680百万円	680百万円
差引額	3,580百万円	3,580百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

当社グループの売上高は、主たる事業分野である電気設備工事業において、契約により第1四半期連結会計期間、第2四半期連結会計期間、第3四半期連結会計期間に比べ、第4四半期連結会計期間に工事の完成引渡しを行う割合が大きいことから、完成工事高が第4四半期連結会計期間に増加する傾向があるため、業績に季節の変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
減価償却費	25百万円	26百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月26日 取締役会	普通株式	354	200	2019年3月31日	2019年6月7日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月25日 取締役会	普通株式	390	220	2020年3月31日	2020年6月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	電気設備工事	商品販売	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,763	2,172	6,935	-	6,935
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	33	33	33	-
計	4,763	2,205	6,968	33	6,935
セグメント利益又は損失( )	232	60	293	355	61

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額 355百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 355百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	電気設備工事	商品販売	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,276	1,673	5,949	-	5,949
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	31	31	31	-
計	4,276	1,705	5,981	31	5,949
セグメント利益又は損失( )	55	16	72	355	283

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額 355百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 355百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。当該変更により、従来の方々に比べて、当第1四半期連結累計期間の「電気設備工事事業」の売上高が73百万円増加し、「商品販売事業」の売上高が68百万円、セグメント利益が6百万円それぞれ減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	32.09円	109.24円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (百万円)	56	193
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 金額( )(百万円)	56	193
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,773	1,773

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年5月25日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....390百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....220円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年6月9日

(注) 2020年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

株式会社弘電社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 雄一 印  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社弘電社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社弘電社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。